

共同生活援助 グループホーム「よつばの里」

重要事項説明書

このグループホームでの生活について大事なことを説明します

1. 事業者の概要

グループホームを運営している法人は次のとおりです。

法人の名称	社会福祉法人 共生
法人所在地	鶴岡市本町三丁目2番5号
代表者	理事長 庄司敏明
電話番号	0235-24-4282
管理者	本間 睦
サービス管理責任者	本間 睦

2. 事業所の職員体制

あなたのグループホームを支援する職員は下表のとおりです。

職 種	常 勤		非常勤		合計	勤務時間
	専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者				1	1	08:30~17:30
サービス管理責任者				1	1	08:30~17:30
世 話 人		3		3	6	① 06:30~12:15 ② 13:00~18:45 ③ 15:30~17:45
生 活 支 援 員		3		3	6	① 13:15~15:30 ② 19:45~22:00 ③ 17:45~19:30
夜 間 支 援 員			2		2	① 22:00~24:00 ② 24:00~08:00

※世話人が都合の悪いときに変わりに食事を作ってくれる人がいます。(代替要員)

3. ご利用住居

名 称	グループホーム「よつばの里」 えがおホーム えがおホーム・ネオ
所 在 地	鶴岡市東新斎町10番40号
電 話 番 号	070-5099-5719 / 070-5090-1740
F A X 番 号	0235-24-4283
開 設 年 月 日	平成23年2月1日
利 用 定 員	9名
構 造	木造平屋建て
延 べ 床 面 積	92.75㎡ / 49.68㎡

4. 個別支援計画の作成

グループホームでは、サービス管理責任者があなたと一緒に考えた個別支援計画を作り、これに基づいたサービスを提供いたします。

この計画を作るために、サービス管理責任者があなたと一緒に、あなたが解決すべきことを考え、あなたの意向をもとにサービスの目標や期間、サービス内容、サービスを提供するために気をつけなければならないことを盛り込んだ個別支援計画を作ります。

作った計画は、その内容を書いたものをあなたに渡し説明して内容の確認をしてもらってから、あなたの名前と印鑑を押してもらいます。

この計画は、少なくとも6ヶ月に一回、又はあなたの希望があれば、調査をして評価をいたします。評価をして計画の変更が必要であると認められた場合は、あなたと相談して計画を作り直して、また内容を確認してもらい、あなたの名前と印鑑を押してもらい、新しいサービスを提供いたします。

5. サービスの内容

地域の住民としてグループホームで生活する際に必要なことについて、世話人とバックアップ担当施設（ホームを助けるところ）よつばの里が、これから説明することについてお手伝いをいたします。

なお、お手伝いの内容は、あなたと一緒に考えた個別支援計画に基づいて行われます。

5-1 世話人による援助

(1) 食事の提供

食事は月曜日から日曜日の朝・夕2回提供します。昼食の提供もできます。

みなさんの健康を考えた食事を提供します。

朝ごはんは7時~8時、夕ごはんは6時~7時に食べられるようにします。

- ・ 食べたいものについては、みんなで相談して決めましょう。
- ・ 仕事などで早く食べたいときや遅くなるときには、世話人に相談してください。
- ・ 世話人と一緒に料理をつくったり、料理を並べたり後片付けをしていただければうれしく思います。
- ・ 他の人のしるしがついているものを、飲んだり食べたりしないでください。

(2) 入浴・排泄

入浴やトイレにおいて、1人でできないことがあればお手伝いします。

同性の世話人による介助が基本となりますが、やむを得ない場合においてあなたの了承を得たうえで異性の世話人による介助を実施することがあります。

(3) 健康管理

・ 体調管理援助

日頃の体調について、世話人に相談してください。

また、毎月の体重測定と年一回の健康診断をおこない、みなさんが健康でいられるためのお手伝いをいたします。

・ 服薬援助

自分で薬を飲むことが難しければ、世話人がお手伝いしますので相談してください。

薬のことでわからないことは世話人に聞いてください。

薬を飲んでいる人は決められた時間に、決められただけ、飲むようにしてください。

病院へ通っている人は、お医者さんの言うことを守って下さい。

あなたのよく知っているお医者さんがあれば、その人に相談することがあります。

・ 通院・入院援助（必要に応じてバックアップ担当施設も関わります。）

病院にかかるときの相談を受けます。必要に応じて、バックアップ担当施設の職員も支援します。病院へ付き添ったり薬をもらいに行ったりするとき、必要に応じて世話人が手伝います。からだの調子が悪くなったらすぐに世話人に言ってください。

入院したときには、病院を訪問して入院先との連絡調整や、衣類などの準備やその他のお手伝いを行います。また、協力医療機関がありますので、診てもらってください。

- ・ 月に1回訪問看護ステーションの看護師の方が来ますので、健康に関する不安や悩みなどを相談してください。

(4) 金銭管理援助

小遣い計算のお手伝いや、預け入れ、払い戻しのお手伝いをします。

通帳など大事なものは、世話人に相談し預かってもらうか決めてください。

印鑑なども自分で保管できない場合は相談するようにしてください。

預金通帳を自分で保管できない人や、管理が心配な人は申し出てください。申し出があればよつばの里で管理します。

預金通帳に残っているお金の状況をあなたが知りたいときはよつばの里に言ってください。よつばの里が説明します。

(5) 身辺処理援助

自分でできない人は、美容・整容や気候に合わせた服装を選ぶことのお手伝いしますので、世話人に相談してください。

(6) 人間関係の相談・調整

グループホームや職場などで、人間関係に心配事や悩みがありましたら、相談してください。

5-2 世話人とバックアップ担当施設による援助

(1) 居住環境及び設備の維持・管理

- ・ あなたの部屋やみんなで使う部屋を、きれいに気持ちよくつかうためのお手伝いをいたします。自分の部屋は自分で掃除してください。みんなで使うところは、みんなが分担してきれいにしてください。共用部分の掃除はみんなで話し合って決めます。
- ・ グループホームの設備の維持や管理のお手伝いを行います。また、不動産会社や大家さんによる修理などの連絡や調整をいたします。

(2) 日中活動支援（就労支援、余暇活動支援など）

会社や作業所などでの悩みごとや、就職・離職についての相談・援助や休みの日の過

ごし方について相談してください。

- ・夕ごはんのあとや仕事が休みの日は、あなたの好きなことをしてください。
- ・地域のプールやスポーツ教室などの参加のしかたもお知らせします。
- ・利用者の誕生会を実施します。
- ・その他、グループホームで企画した行事や旅行などの希望があれば利用者の自己負担となります。また買い物や外出などで支援が必要な場合は世話人が付き添います。グループホームで企画した行事に、引率などの支援が必要な場合には世話人や支援者が付き添います。外出時（通院も含む）に付き添いが必要な場合、利用者様負担でタクシーでの移動となります。

また、事前の受付けや薬の受け取りなどで世話人や支援者の車を使用した場合は交通費、ガソリン代、その他の経費は、依頼した利用者の負担となります。経費について世話人と事前に相談してください。

外出にかかった経費一か月分をまとめて支払いをおねがいします。（領収書を発行します）

—交通費・ガソリン代等の実費負担について—

- ア. 交通費—目的地からホームまでの往復のバス、タクシー、電車などの料金
- イ. ガソリン代—目的地からホームまでの往復の距離×26円

(3) 行政手続きやサービス利用の支援（選挙、住民登録、給付費等の申請）

選挙や住民登録、住所変更、給付費等の申請、行政手続き等のお手伝いをいたします。

5-3 体験利用の受け入れ

グループホームへの入居を検討している場合、実際にグループホームでの生活ができるかどうかを確認するため、一定期間の体験利用をすることもできます。

5-4 その他の支援

その他、必要であり、援助することが適切なことについては、入居者と協議してお手伝いをいたします。

6. 利用料金

6-1 グループホーム利用料

グループホームでの食費や部屋代、日用品代、水道、電気などの費用です。

- (1) 家賃 1ヶ月あたり 30,000円
- (2) 食材料費 1食あたり 朝食300円 昼食350円 夕食500円
- (3) 水光熱費 1ヶ月あたり 実費
- (4) 日用品費 実費
- (5) 体験利用料 一日 2,000円 (水熱費、日用品費込み)

食材料費は同額になります。

- (6) 書類発行及び作成費 発行書類の写し 1部200円

- (7) 交通費・ガソリン代等の負担 実費

ア 交通費は、目的地からホームまでの往復のバス、タクシー、電車などの料金

イ ガソリン代は、目的地からホームまでの往復距離に29円を乗じた額とする。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるもの (新聞購読料など)。送迎費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用。

※グループホームへ支払うお金は、口座振替でお願いいたします。

6-2 訓練等給付費

訓練等給付費はグループホームの運営費用です。金額は下表のとおりとなっています。

区分	報酬種別	報酬単位	摘要	
基本報酬	共同生活援助 サービス費 (6:1)	区分6	600	世話人 6:1
		区分5	456	
		区分4	372	
		区分3	297	
		区分2	188	
		区分1以下	171	
	共同生活援助 サービス費 (体験利用)	区分6	717	
		区分5	569	
		区分4	481	
		区分3	410	
	区分2	290		

		区分1以下	273		
加 算	人員配置体制加算 (4:1)	区分4以上	83		
		区分3以下	77		
	夜間支援体制加算(I) (対象利用者5人)	区分4以上	269	(対象利用者5)	
		区分3	224		
		区分2以下	179		
	福祉専門職員配置加算(III)			4	4/日
	医療連携体制加算(VII)			39	39/日
	長期入院時支援特別加算(イ)			122	122/日
	入院時支援特別加算(イ)3~7日			1,122	月1回限度
	福祉・介護職員等処遇改善加算(I)			14.7%	報酬総単位数×加算率

毎月の請求額のうち9割の金額については、バックアップを担当するよつばの里の職員があなたに代わって行政に請求します。残りの1割は利用者負担金ですので、あなたが支払ってください。なお、利用者負担金には市町村が決めた上限額があり、利用したサービス量に応じてグループホームの上限額管理者がそれを管理します。

利用料の支払い期限は翌々月22日に届出口座より引落としとなります。

平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係わる利用者負担は無料になりました。

6-3 その他の費用

その他、引越しなどの支援については、実費をいただきます。

7. 利用方法

7-1 グループホーム入居相談

グループホームへの入居を希望する時は、あなたを担当している市町村の福祉担当窓口か、サービス等利用計画作成事業所の相談支援専門員に相談してください。

7-2 グループホーム入居申請

あなたを担当している市町村の福祉担当窓口かサービス等利用計画を作成する事業

所で利用したいサービス等計画書の作成を依頼し市役所福祉課へ提出してください。障害福祉サービス受給者証が発行されます。その後、相談支援専門員の方と施設見学や入居について必要な会議などを行いグループホームでの生活を決めます。

グループホームを運営している社会福祉法人・共生の理事長との契約が必要になります。

7-3 グループホーム退去時

グループホームを出たいときは、最低でも1ヶ月前までに申し出てください。申し出があれば、退去後の住居の相談なども受け付けます。

8. 守ってもらいたいこと（約束事など）

8-1 嗜好品について

たばこやお酒などの嗜好品については、みんなで話し合いをして、他の人の迷惑にならないように約束事を決めて楽しむようにしてください。

- ・たばこ：火事を起こさないよう安全を考えて、また、他の人に迷惑を掛けないようにして下さい。
- ・お酒：自分の体のことを考えて、ほかの人の迷惑や仕事などに影響がないようにして下さい。

8-2 建物・設備の故意による破損

わざとグループホームの建物や設備、共同のものや他の人の持ち物を壊したときには、あなたのお金で直していただきます。また、あなたが他の人を傷つけたりすることなどがあったときは、病院に払ったお金をなどももらうことがあります。

8-3 宗教活動、政治活動、営利活動

あなたの思想、信仰は自由ですが、グループホームでは他の人に対する宗教活動、政治活動、営利活動をしないでください。

8-4 面会

あなたに会いにきた人に、あなたが会いたいと言えば会えます。会う場所は茶の間です。ご家族や親族の方に限り、自室での面会が可能です。

8-5 外出・外泊

事前に世話人に相談し、外出・外泊先、帰宅予定時間を外出簿に書いて下さい。

8-6 貴重品の管理

利用者の責任において管理させていただきます。

紛失等の事故に対する責任は当事業所で負うことはできません。

8-7 日常生活について

- ・あなたの部屋は、グループホームにある掃除機できれいにして下さい。掃除機の使い方がわからなかったら世話人に聞いて下さい。
- ・おふろは4時から9時まで入ることができます。石鹸やシャンプーは、グループホームで準備します。タオルは使ったあと、よくすすいで、しっかりとしぼってから干して下さい。
- ・洗面所できちんとはみがきをして顔を洗って下さい。
- ・着る物のことで困ったことがあったら世話人に言って下さい。
- ・あなたの着ているものが汚れたら洗濯して下さい。
- ・洗濯機の使い方がわからなかったら、世話人に言って下さい。
- ・あなたの着ているものが、やぶれたり、古くなったりして着ることができなくなったら、タンスに入れておかないで世話人に言って下さい。
- ・ふとんは、天気の良い日にときどき干すようにしましょう。
- ・あつくなったり、寒くなったりしたら、ふとんをとりかえましょう。
- ・シャツやパジャマ、ねまきは、ときどき洗濯して下さい。
- ・毎日、同じ時間に寝るようにしましょう。
- ・寝ているとき、体の調子がおかしくなったら世話人に言って下さい。

9. 緊急時の対応方法

ホームでは、あなたの安全を守るために、火災警報器（消防署直結型）が設置されています。えがおホームはスプリンクラーが設置されています。

また、緊急時に安全に避難するために、最低年二回、避難訓練を行います。

グループホームにいるときは火事や地震がおきたときには、あわてずに世話人の言うとおりにしてください。世話人がいない時に火事になったら、煙を吸わないように体を低くして、はやくグループホームの外に逃げて下さい。地震のときは、布団をかぶったり、机の下にもぐったりして、揺れがおさまるのを待ちます。揺れがおさまってからグループホームの外へ出て下さい。出かけているときに地震があったら、まわりの人に助けてもらってください。その後、グループホームへ連絡して下さい。

「グループホーム災害時のマニュアル」を掲示してありますので確認して下さい。

10. 秘密の保持

あなたに関する情報は、法律（個人情報保護法）によって守られます。

グループホームの生活について、あなたの生活の状況や健康状態など色々な記録をします。この記録は、あなたに断り無く他の人や機関には教えません。この記録は、あなたがグループホームの生活をやめてから5年間は保管されます。あなたはこの記録を見たり、コピーをもらったりできます。（コピーしたお金はいただきます。）

ただし、あなたの生命に関わる時や、犯罪に関わる時はその限りではありません。ほかの人や機関に教えるときには、前もってあなたの承諾を得ます。

11. 要望・苦情等の申立先及び虐待防止に関する相談窓口

11-1 要望・苦情等の申立先

	連絡先	受付時間
苦情受付窓口担当	世話人兼生活支援員 米澤 留美子 電話番号 0235-24-4282 F A X 0235-24-4283	8:30~17:30
苦情解決責任者	管理者兼サービス管理責任者 本間 睦 電話番号 0235-24-4282 F A X 0235-24-4283	8:30~17:30
第三者委員	社会福祉法人共生 監事 川井 孝 電話番号 090-4889-2472	8:30~17:00
	社会福祉法人共生 評議員選任・解任委員 半澤 正昭 電話番号 0235-64-5526	8:30~17:00
行政窓口	鶴岡市役所 福祉課 障害福祉係 電話番号 0235-25-2111	8:30~17:00

11-2 虐待防止に関する相談窓口

相談窓口担当	管理者兼サービス管理責任者 本間 睦 電話番号 0235-24-4282 F A X 0235-24-4283	8:30~17:30
--------	---	------------

1 2. 第三者評価について

第三者評価については実施していません。

1 3. 外部評価について

外部評価については実施していません。

附 則 この重要事項説明書は、令和7年7月1日より施行する。

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者福祉サービス事業所に関するサービス（共同生活援助）の提供及び利用の開始に同意しました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代理人 住 所 _____
(身元引受人)

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____

事業所（説明者）所在地 鶴岡市本町三丁目2番5号
名 称 グループホーム「よつばの里」
職氏名 管理者兼サービス管理責任者
氏 名 本 間 睦 (印)